沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領

（農企第　1504　号
平成１９年９月10日）

（一部改正　令和７年３月31日）

（趣旨）

第１条　この要領は、農林水産部が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「自治令」という。）第167条の10第１項及び第167条の10の２の第２項（同令第167条の13において準用する場合を含む）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合に実施する調査について必要な事項を定める。

（調査の対象となる入札手続き）

第２条　本要領による調査の対象となる入札手続きは、農林水産部が発注する次に掲げる建設工事に係るものとする。

(1)　設計金額が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第３条第１項に規定する総務大臣の定める額以上であるもの。

(2)　自治令第167条の10の２の規定に基づき総合評価方式による競争入札を行うもの。

（低入札価格の基準）

第３条　調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額とする。ただし、合計額に「１．０００」から「１．００５」の範囲内のランダム係数を乗じることができる。

　また、アからエまでの合計額が予定価格の10分の７に満たない場合、低入札調査基準価格は、予定価格に10分の７を乗じた額とする。

さらに、算出にあたっては別表第１から第５に留意するものとする。

ア　直接工事費の額

イ　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費の額に10分の７．５を乗じて得た額

(2) 前号により算出が困難な特殊工事等については、契約担当者が予定価格の10分の７以上で定める額とする。

（失格基準価格の設定基準）

第４条　第２条第２号に規定する建設工事においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。ただし、当該建設工事の設計金額が第２条第１号に定める額以上の場合は、これを適用しない。

２　前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)までの合計額とする。

なお、算出にあたっては別表第１から第５に留意するものとする。

(1) 直接工事費に10分の９を乗じて得た額
(2) 共通仮設費に10分の８を乗じて得た額
(3) 現場管理費に10分の８を乗じて得た額
(4) 一般管理費に10分の３を乗じて得た額

（予定価格調書への記載）

第５条　第２条第１号に規定する建設工事については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該工事の設計金額が第２条第１号に定める額以上の場合には、前項の規定によるものとする。

(1) 予定価格調書に低入札調査基準価格の欄を設置し、第３条の基準により算出した具体的な低入札調査基準価格を記載する。
(2) 失格基準価格の欄を設置し、第４条の基準により算出した具体的な失格基準価格を記載する。

（入札に参加しようとする者への周知）

第６条　入札執行者は、第２条第１号に規定する建設工事の入札にあたっては、入札公告又は入札通知書において、次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
(2) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、低入札価格調査制度要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
(3) 低入札調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならないこと。
(4) 低価格入札者は、事情聴取に協力すること。
(5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、第10条に規定する措置をとること。

２　入札執行者は、第２条第２号に規定する建設工事の入札にあたっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。ただし、当該建設工事の設計金額が第２条第１号に規定する額以上の場合は、前項の規定によるものとする。

(1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
(2) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となること。
(3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、低入札価格調査制度要領に規定する調査を行い、落札者を保留すること。失格基準価格を下回る入札を行った者に対しては、調査を実施しないこと。
(4) 低価格入札者は、最高評価値であっても必ずしも落札者とならないこと。
(5) 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
(6) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、第10条に規定する措置をとること。

（入札の執行）

第７条　入札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、落札者の決定を一時保留し、調査後に改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告げ入

札を終了する。この場合において、第２条第２号に規定する建設工事の入札で失格基準価格を下回る者がある場合は、失格基準価格を下回ったことにより失格と告げること。ただし、当該建設工事の設計金額が第２条第１号に定める額以上の場合は、失格としない。

なお、低価格入札者のうち、最低価格入札者（最高評価値者）が複数の場合は、くじにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の落札者の決定の一時保留及び調査後改めて落札者を決定する旨の通知、失格基準価格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

（調査の実施）

第８条　契約担当者及び事業担当者は、低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 手持ち工事の状況

ア 契約対象工事近隣地域のもの

イ 契約対象工事に関連するもの

ウ その他

(3) 契約担当工事場所と入札者の事業所、倉庫等の地理的関連

(4) 手持ち資材の状況

(5) 資材購入先及び入札者との関係

(6) 手持機械数の状況

(7) 労働者の具体的供給見通し

(8) 過去に施工した公共工事名及び発注者

(9) 経営状況

ア 取引金融機関

イ 保証会社等への照会

(10) 信用状態

ア 建設業法違反の有無

イ 賃金不払いの状況

ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他必要な事項

(11) その他必要な事項

２　前項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。ただし、総合評価要領に基づき実施した入札の場合は、同要領に基づく手続きを経た後、通知するものとする。

３　第１項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、契約審査委員会(以下「委員会」という。)の審査に付し、最低価格入札者を落札者(総合評価要領に基づき実施した入札の

場合は、落札予定者。以下同じ。)とするか否かを決定する。

最低価格入札者を落札者としない場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が低入札基準価格を下回る入札者であった場合には、第８条の調査を実施し、同様の手続きによるものとする。

次順位者が落札者となった場合は、最低価格入札者には、落札者としない旨を、落札者となった次順位者にはその旨を、また、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。

（委員会の設置）

第９条　委員会を次の各号のとおり設置する。

(1) 農林水産部に委員会を設置する。

(2) 委員会の委員は、農林水産部長、統括監、村づくり計画課長、農地農村整備課長、漁港漁場課長、 森林管理課長、農林水産総務課長に当該調査を実施した事業担当課長をもってあてる。

(3) 農林水産部長を委員長とし、委員長が会務を総括する。

(4) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(5) 委員長に事故があるとき又は委員長がやむを得ない理由があると認めたときは、委員長が指名する統括監がその職務を代理する。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第10条　低価格入札者が落札者として請負契約を締結する場合には、事業担当課は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。

(2) 施工に当たって監督・検査業務を強化する。

(3) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者を専任で１名現場に配置しなければならないこととする。

附　則

この要領は、平成19年9月10日から施行する。

附　則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成21年６月22日から施行し、同日以降に指名通知又は入札公告をするものから適用する。

（低入札価格の基準の経過措置）

２　第３条第１項第１号は、これに代えて、当分の間、次の規定を適用する。

第３条第１項第１号

（１）　調査の手続きを開始する場合の入札価格の基準は、予定価格算出の基

礎となった次に掲げるアからエまでの合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の９を超える場合は予定価格に10分の９を乗じた額とし、予定価格の10分の７に満たない場合は、予定価格に10分の７を乗じた額とする。

ア　直接工事費の額

イ　共通仮設費の額

ウ　現場管理費の額に10分の７を乗じて得た額。

エ　一般管理費に10分の３を乗じて得た額

附　則

１この要領は、平成22年６月28日から施行する。

２前の附則１（施行期日）及び２（低入札価格の基準の経過措置）は、平成22年６月28日をもって効力を失う。

附　則

この要領は、平成23年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年６月27日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年６月18日から施行し、平成30年７月１日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。

附　則

この要領は、令和元年６月27日から施行し、令和元年７月１日以降に入札公告するものから適用する。

附　則

この要領は、令和７年３月31日から施行し、令和７年４月１日以降に入札公告するものから適用する。

別表第１

下水道プラント工事の場合

項 目 名	左に含む費用
直接工事費の額	直接工事費、機器費、処分費
共通仮設費の額	共通管理費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費

別表第２

鋼橋製作工事の場合

項 目 名	左に含む費用
直接工事費の額	直接工事費、工場製作における直接工事費
共通仮設費の額	共通仮設費、工場製作における間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、工場製作における工場管理費

別表第３

機械設備積算基準を適用する工事及び港湾工事のうち「船舶及び機械製造修理請負工事積算基準」を適用する工事の場合

項 目 名	左に含む費用
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、間接製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費、間接製作費のうち工場管理費

別表第４

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事を除く）の場合

項 目 名	左に含む費用
直接工事費の額	直接工事費、機器単体費のうち直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、機器単体費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、機器間接費、機器単体費のうち工場管理費
一般管理費の額	一般管理費、機器単体費のうち一般管理費

＊機器単体費の6/10を直接製作費、1/10を間接労務費、2/10を工場管理費、1/10を一般管理費とみなす。

別表第５

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事に限る）の場合

項 目 名	左に含む費用
直接工事費の額	直接工事費、工場塗装費、鉄塔製作費のうち材料費、製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、鉄塔製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、鉄塔製作費のうち工場管理費

＊鉄塔製作費の6/10を材料費及び製作費、3/10を間接労務費、1/10を工場管理費とみなす。